

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

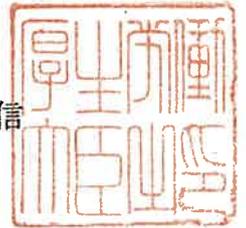
厚生労働省発職 0127 第7号

令和2年1月27日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充
実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見
を求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者の募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保に関して、令和五年三月三十一日までの間、三十五歳以上五十五歳未満である労働者の安定した雇用を促進するため、当該三十五歳以上五十五歳未満である労働者の募集及び採用を行うとき（公共職業安定所に求人を申し込んでいる場合であつて、安定した職業に就いていない者との間で期間の定めのない労働契約を締結することを目的とし、当該三十五歳以上五十五歳未満である労働者が職業に従事した経験があることを求人条件としない場合に限る。）を、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条に規定する厚生労働省令で定めるとき以外の場合に加えることとする。

第二 この省令は、公布の日から施行することとする。